

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき和歌山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第 1 において「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

| 知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合 | 知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容 |
|---|---|
| 80 パーセントを超えたとき | 当該知事管理区分における漁業の特性に応じ、次のとおり具体的な管理措置を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導する。 (定置漁業) ・生存個体を放流する。 ・放流が困難な場合は、当該日の網起こしを休止する。 (漁船漁業等) ・目的操業を停止する。 ・やむを得ない採捕であっても、生存個体は全て放流するとともに、当該採捕をもって当該漁業の操業を切り上げる。 |
| 90 パーセントを超えたとき | 当該知事管理区分における漁獲量の積み上がりが最小限に留まるよう勧告を行う。 |

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

| | |
|--|---|
| くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合 | 知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容 |
| 90 パーセントを超えたとき | 当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するよう指導を行う。 |

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第 2 くろまぐろ（大型魚）

第 1 の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。なお、この場合に、「くろまぐろ」とあるのは「くろまぐろ（大型魚）」を意味する。

第 3 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第 3 において同じ。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

| | |
|--|---|
| 知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合 | 知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容 |
| 90 パーセントを超えたとき | 当該知事管理区分における漁業の特性に応じ、具体的な管理措置を実施し、漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導する。 |
| 95 パーセントを超えたとき | 当該知事管理区分における漁獲量の積み上がり が最小限に留まるよう勧告を行う。 |

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

| | |
|---|--|
| 当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合 | 知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容 |
| 90 パーセントを超えたとき | 当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するよう指導を行う。 |

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。